

官民データ活用推進基本計画の案に対する サイバーセキュリティ戦略本部の意見

令和3年6月7日

サイバーセキュリティ戦略本部決定

官民データ活用推進基本計画は、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」といった考え方を示している。次期サイバーセキュリティ戦略の検討に当たっての基本的な考え方（令和3年2月9日サイバーセキュリティ戦略本部決定）においては、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会をビジョンに掲げ、デジタル庁を司令塔として推進するデジタル改革に寄与するとともに、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保していく」こととしており、方向性は合致するものである。

本年9月には、我が国が目指すデジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁が設置されるところ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」の実現のためには、国民目線に立った利便性向上の徹底とサイバーセキュリティ確保の両立が必要である。官民データ活用推進基本計画においては、①次期サイバーセキュリティ戦略に基づき政府全体としてサイバーセキュリティの強化に努めるという考え方が示されているほか、②サイバーセキュリティの専門チームを置き、デジタル庁が整備・運用するシステムを中心に検証・監査を実施すること、③官民を挙げたデジタル人材の育成・確保において、サイバーセキュリティ対策を担う人材育成にも取り組むこととしている。

不確実性を増す環境において「自由、公正かつ安全なサイバー空間」を確保するためには、「デジタル改革を踏まえたデジタルトランスフォーメーションとサイバーセキュリティの同時推進」、「公共空間化と相互関連・連鎖が進展するサイバー空間全体を俯瞰した安全・安心の確保」及び「安全保障の観点からの取組強化」の3つの方向性も踏まえて、「経済社会の活力の向上及び持続的発展」、「国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」及び「国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障」という目的の達成のための施策を進めることが重要である。

官民データ活用推進基本計画の推進に当たっては、これらの考え方を踏まえ、サイバーセキュリティに関する対策を実施していくよう十分に配慮するとともに、情報通信技術（IT）総合戦略室は、引き続き、内閣サイバーセキュリティセンターと緊密に連携を図ることとされたい。

以上を踏まえた上で、令和3年5月28日付で情報通信技術（IT）総合戦略室長から閣副第825号により依頼があった官民データ活用推進基本計画の案については、異存はない。

以上